

## 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）

（平成二十三年五月二日法律第四十号）

### （趣旨）

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

### （定義）

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

## 第七章 厚生労働省関係

### （医療機関の災害復旧に関する補助）

第四十六条 国は、次項各号に掲げる医療機関の開設者に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその開設する医療機関の災害復旧に要する費用（同項第二号に掲げる医療機関にあっては、政令で定める施設の災害復旧に要する費用）について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関  
三分の二

二 その他政令で定める医療機関 二分の一

## 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（抄）

（平成二十三年五月二日政令第百三十一号）

### （政令で定める医療機関及びその施設）

第二条 法第四十六条第二項第二号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第一項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医療機関	施設
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の第四項第五号イからホまでに掲げる医療を提供する医療機関その他の医療機関であって厚生労働大臣の定めるもの（国、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び医療法第七条の二第一項各号に掲げる者の開設する医療機関を除く。）	当該医療機関の有する施設のうち、厚生労働大臣の定めるもの
営利を目的としない法人が設置する精神科病院	当該病院の有する施設のうち、精神障害の医療を行うために必要なもの

## 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

### (通則)

1 医療施設等災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

2 この補助金は、次に掲げる施設であつて暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により被害を受けたものの災害復旧事業を交付の対象とする。

#### (1) 医療機関施設

##### ア 公的医療機関施設

都道府県、市町村若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

##### イ へき地診療所

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置するへき地診療所（医師及び看護師住宅を含む。）

##### ウ 政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く。）

###### (ア) 救命救急センター

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医政局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター（国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項各号に掲げる

## 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

厚生省発健政第22号  
平成7年3月1日

一部改正厚生労働省発医政第0216004号  
平成16年2月16日

一部改正厚生労働省発医政第0204011号  
平成17年2月4日

一部改正厚生労働省発医政第0307002号  
平成18年3月7日

一部改正厚生労働省発医政第0312007号  
平成20年3月12日

一部改正厚生労働省発医政0526第12号  
平成23年5月26日

者の設置するものを除く。)

(イ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県知事又は市町村長若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合の管理者の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ウ) 在宅当番医制診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(エ) 休日夜間急患センター

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、市町村が行う（委託を含む）休日夜間急患センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(オ) 災害拠点病院

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(カ) へき地医療拠点病院

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(キ) 周産期母子医療センター

平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」に

に基づき、都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ク) 小児救急医療拠点病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ケ) 脊移植施設

昭和55年1月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「脊移植施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する脊移植施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(コ) 老人デイケア施設

昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(サ) 共同利用施設

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(2) 医療関係者養成所施設

ア 看護師等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された法人（以下「学校法人」という。）若しくは同法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」という。）、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第34条の規定により設立された法人（以下「旧民法法人等」という。）又は医療法第39条の規定により設立された法人（以下「医療法人」という。）の設

置する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所（学校教育法（昭和22年法律第22号）第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。（なお、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあってはこの限りではない。））

#### イ 理学療法士等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

#### ウ 救急救命士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

#### エ 歯科衛生士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

#### （3）研修施設

##### ア 地域医療研修センター

昭和55年11月5日医発第1116号厚生省医務局長通知「地域医療研修センターの整備について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院（国立大学法人の開設したものと除く。以下同じ。）又は臨床研修病院（営利法人又は個人の設立した病院を除く。）の開設者の設置する地域医療研修センター

##### イ 研修医のための研修施設

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部の附属病院（国立大学法人の開設したものと除く。）又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設

#### （4）病院内保育所

平成22年3月24日医政発0329第29号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、一般社団法人又は一般財團法人等の設置する病院内保育所

#### （5）看護師宿舎

平成5年6月15日健政発第389号厚生省健康政策局長通知「看護師宿舎施設整備事業の実施について」に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎

#### （6）救急医療情報センター

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県の設置する救急医療情報センター

#### （交付額の算定方法）

3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

#### (交付の条件)

4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（次に掲げるものに限る。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所の変更（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないものを除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途の変更（機能を著しく変更しないものを除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならぬ。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調査を作成するとともに、事業に係る収入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類をこれを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の

属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第5号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。

#### (申請手続)

5 この補助金の交付申請は、毎年度別途指示する期日までに、第2号様式による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

6 厚生労働大臣は、5による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

#### (補助金の概算払)

7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

#### (実績報告)

8 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日（4の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から1か月を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が当該年度と当該年度の翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、第4号様式による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### (補助金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

## (その他)

10 特別の事情により、3、5及び8に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、毎年度において別途指示する期日までに、第3号様式に準じた書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(別 表)

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 極 助 率
医療機関施設 公的医療機関 施設	厚生労働大臣の定 める額	(1) 病院の診療棟、病棟、管 理棟、サービス棟等の被災 部分の災害復旧に要する工 事費又は工事請負費  (2) 診療所の診察室、处置室、 薬剤室、エックス線室等の 被災部分の災害復旧に要す る工事費又は工事請負費  (3) 病院・診療所の建物と一 体として復旧を行う必要の ある医療用設備	2分の1 (被災時に施行した 特別の財政援助等に 関する法律(昭和37年法 律第150号。以下「震災 法」という。)第6条第 項の規定により指定され た震災災害に係る地盤に より設置した医療機関又 は東日本大震災に被災す るための特別の財政援助 及(助)成に関する法律 (平成2年法律第0号。 以下「東日本大震災財 政」といふ。)第6条第 2項第1号に規定する公的 医療機関であって同法第 2条に規定する東日本大 震災により被災した公的 医療機関にあっては2分 の1)
へき地診療所	厚生労働大臣の定 める額	へき地診療所として必要な 次の各部門の被災部分の災害 復旧に要する工事費又は工事 請負費  (1) 診療所 ア 診察室、处置室、薬剤 室、エックス線室、暗室、 待合室、看護師居室、玄 関、廊下等 イ 建物と一体として復旧 を行う必要のある医療用 設備	2分の1

		(2) 医師住宅 (3) 看護師住宅				閑、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備	
政策医療実施機関 施設 救命救急センター	769,100千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第 2条に規定する東日本大震災により被 災した場合にあっては厚生労働大臣の 定める額)</small>	救命救急センターとして必 要な次の各部門の被災部分の 災害復旧に要する工事費又は 工事請負費  (1) 病棟 <small>(病室、 I C U、 C C U、 病棟記録室、処置室、診察 室、患者食堂、リネン室、 バルコニー、廊下、便所、 暖冷房、附属設備等)</small>  (2) 診療棟 <small>(検査室、照射室、操作室、 手術室、回復室、準備室、 浴室、診察室、廊下、待合 室、便所、暖冷房、附属設 備等)</small>  (3) その他 <small>(事務室、機械室、自家発 電室等)</small>  (4) ヘリポート  (5) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	2分の1	在宅当番医制診療 所	13,139千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第 2条に規定する東日本大震災により被 災した場合にあっては厚生労働大臣の 定める額)</small>  (1) 診察室、処置室、薬剤室、 エックス線室、検査室、待 合室、仮眠室、病室、便所、 玄関、廊下、暖冷房、附 属設備等  (2) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	在宅当番医制診療所として 必要な次の各部門の被災部分 の災害復旧に要する工事費又 は工事請負費  (1) 診察室、処置室、薬剤室、 エックス線室、検査室、待 合室、仮眠室、病室、便所、 玄関、廊下、暖冷房、附 属設備等  (2) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	2分の1
病院群輪番制病院 及び共同利用型病 院	80,200千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第 2条に規定する東日本大震災により被 災した場合にあっては厚生労働大臣の 定める額)</small>	病院群輪番制病院又は共同 利用型病院として必要な次の 各部門の被災部分の災害復旧 に要する工事費又は工事請負 費  (1) 診察室、処置室、手術室、 薬剤室、エックス線室、検査 室、待合室、仮眠室、病室 <small>(救急専用病室)、便所、玄</small>	2分の1	休日夜間急患セン ター	13,139千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第 2条に規定する東日本大震災により被 災した場合にあっては厚生労働大臣の 定める額)</small>  (1) 診察室、処置室、薬剤室、 エックス線室、検査室、事 務室、待合室、仮眠室、病 室、便所、玄関、廊下、暖 冷房、附属設備等  (2) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	休日夜間急患センターとし て必要な次の各部門の被災部 分の災害復旧に要する工事費 又は工事請負費  (1) 診察室、処置室、薬剤室、 エックス線室、検査室、事 務室、待合室、仮眠室、病 室、便所、玄関、廊下、暖 冷房、附属設備等  (2) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	2分の1
				災害拠点病院	(1) 基幹災害医療セ ンター 677,268千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第</small>	災害拠点病院として必要な 次の各部門の被災部分の災害 復旧に要する工事費又は工事 請負費  (1) 病棟 <small>(病室、 I C U、 C C U、</small>	2分の1

	<p>2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p> <p>(2) 地域災害医療センター 447,449千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>病棟記録室、処置室、診察室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(2) 診療棟 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) その他 (事務室、機械室、自家発電室等)</p> <p>(4) ヘリポート、備蓄仓库、受水槽</p> <p>(5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>		<p>ンター</p> <p>(微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>周産期専用病棟 (病室、記録室、リネン室、バルコニー、廊下、便所等)</p>	
へき地医療拠点病院	<p>229,200千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)</p> <p>(2) 病棟 (病室、診療室、処置室、記録室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1	<p>小児救急医療拠点病院</p> <p>28,155千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>小児専用病棟</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修施設等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1
周産期母子医療セ	83,300千円	母体・胎児集中治療管理室	2分の1	<p>腎移植施設</p> <p>44,300千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>腎移植施設として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)</p>	2分の1
				<p>老人デイケア施設</p> <p>165,200千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被</p>	<p>老人デイケア施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 機能訓練棟、診療棟(機</p>	2分の1

	災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額	能訓練室、作業・理学療法室、水治療室、電気・温熱療法室、評価測定室、マッサージ室、診療室、休養室、待合室、リネン室、事務室、職員控室、廊下、便所等) (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備			救急救命士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
共同利用施設	388,900千円 (概算第2条第4項の規定により當定された震害復旧に係る施設により被災した場合又は東日本大震災賠償法第2條に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	共同利用施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門及び建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	2分の1		歯科衛生士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
医療関係者養成所施設 看護師等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1		研修施設 地域医療研修センター	59,600千円	地域医療研修センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 図書、視聴覚部門 (視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室、書庫) (2) カンファレンスルーム (3) 小講堂 (4) 管理部門（管理室、ロッカールーム、廊下、便所等） (5) 地域情報部門 (地域情報室、相談室)	2分の1
理学療法士等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1		研修医のための研修施設	198,700千円	研修棟として必要な各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、ロ	2分の1

		ツカールーム、廊下、便所等)、倉庫等	
病院内保育所	厚生労働大臣の定める額	病院内保育所の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
看護師宿舎	既存面積（1人当たり3.3m <sup>2</sup> を限度）×1／2×198,300円	病院の看護師宿舎の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
救急医療情報センター	13,100千円	救急医療情報センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 操作室、仮眠室、機械室、便所、暖冷房、附属設備等	2分の1

第1号様式

(地方公共団体)											
国	交付決定額の補助率	地入		公		共		体出			
		歳	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金	支出済額	うち国庫補助金	相当額
(預)保健衛生施設整備費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(目)医療施設等災害復旧費補助金											

1. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあたっては、歳、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

2. 「予算現額」は、歳入にあたっては、当初予算額、補正予算額、予備費支額、流用増減額等の区分を明瞭にして記載すること。

3. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の編成が行われた場合にはおける補助金額の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」及び「収入現額」、その「予算現額」の数字の下欄に国庫補助額を( )をもつて付記すること。

4. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

## 第2号様式

番  
号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設等災害復旧費

国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助申請額 金 円

2 事業の種類

3 経費所要額調（別紙（1）のとおり）

4 事業計画書（別紙（2）のとおり）

5 添付書類

（1）補助対象区域の工事設計図

（2）工事仕訳書

（3）歳入歳出予算書の抄本

（4）その他参考となるべき資料

別紙（1）

区分	総事業費 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	引当額 (A)-(B)=(C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	差額 (F) 円	定額補助 (G) 円	額定額 (H) 円	国庫補助 額 (I) 円	補助事業者名 印 考

(注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。

2 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名前を記載すること。

3 「差額」欄には、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。

4 「国庫補助基準額」欄は、(O)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。

5 「国庫補助所要額」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

第三回

3. 諸備付内訳の「要目」欄は、交付要因の3(交付類の区分方法)の対象範囲に併せて記入することとする。

第3号様式

番号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

輔助事業者名印

平成 年度医療施設等災害復旧費  
国庫補助金の事業実績報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- |   |                                      |             |   |
|---|--------------------------------------|-------------|---|
| 1 | 国庫補助精算額                              | 金           | 円 |
| 2 | 事業の種類                                |             |   |
| 3 | 経費所要額精算書（別紙（1）のとおり）                  |             |   |
| 4 | 事業実績報告書                              | （別紙（2）のとおり） |   |
| 5 | 添付書類                                 |             |   |
|   | （1）当該事業にかかる歳入歳出決算書（見込）の抄本            |             |   |
|   | （2）補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真     |             |   |
|   | （3）契約書の写し                            |             |   |
|   | （4）補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。） |             |   |
|   | （5）補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書               |             |   |
|   | （6）建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し          |             |   |
|   | （7）その他参考となるべき資料                      |             |   |

## 経費 所要表 算書

補助事業者名

区分	総事業費 (A) 円	寄付金その他収入額 (B) 円	差引額 (A)-(B)=(C) 円	対象経費の実支出額 (D) 円	基準額 (E) 円	過疎額 (F) 円	都道府県補助額 (G) 円	国庫補助基本額 (H) 円	国庫補助所要額 (I) 円	国庫補助交付決定額 (J) 円	国庫補助受入済額 (K) 円	差引過△不足額 (K)-(I)=(L) 円

## 事業実績報告書

事業の名称	区分	費目	面積	単価	金額	備考
開設者(設置者)	施設名	所在地		m <sup>2</sup>	円	円
<b>1 施設の規模及び構造等</b>						
敷地の状況	敷地面積	m <sup>2</sup>	(自己所有地、借地、買入(予定)地の別)			
事業の種別	(新築、増築、改築の別)					
建物の構造及び面積	建物面積	m <sup>2</sup>				
	(造)○階建					
	延べ面積	m <sup>2</sup>				
<b>2 施工状況</b>						
工事の施工方法	(直営、請負の別) 請負の場合 年月日 契約					
施工期間	着工平成年月日～竣工平成年月日					
<b>3 支出済整備費内訳</b>						
区分	費目	面積	単価	金額	備考	
補助対象事業分		m <sup>2</sup>	円	円		円(内訳)
	(1) 国庫補助金					
	(2) 地方債					
	(3) 寄付金					
	(4) その他					
	計					
<b>4 財源内訳</b>						
区分	金額	備考				
(1) 国庫補助金						
(2) 地方債						
(3) 寄付金						
(4) その他						
	計					
<b>5 その他参考ト項</b>						

## 第4号様式

## 第5号様式

番 号  
平成 年 月 日

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

補助事業者名 印

平成 年度医療施設等災害復旧費補助金

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年度終了実績報告書

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条  
後段の規定により、関係書類を添え別表のとおり報告する。

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があつた  
平成 年度医療施設等災害復旧費補助金に係る標記については、医  
療施設等災害復旧費補助金交付要綱4(8)の規定に基づき、下記の  
とおり報告する。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度予算額		事業実施期間			備考
	事業費 基本額	補助金額	支払実績 (見込)額	事業費 進捗率	補助金額 受入額	事業費 補助金額	着手年月	完了年月	予定年月	病院		
	円	円	円	円 %	円	円	円	円				

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

## (官庁建物等)

## ○官庁建物等災害復旧費実地調査要領

(昭四七・六・五)(蔵計一九〇・五)

最終改正 平一〇蔵計二八一五

## (調査の目的)

第一 この調査は、官庁建物等の災害復旧のため各省より提出された予備費使用等概算要求書の内容について財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)が実地調査を行ない適正な復旧費を算出し、予備費使用額等算定の資料とすることを目的とする。

## (調査の方法)

第二 財務局の単独調査(各省より特に要請のある場合には、各省との合同調査)とし、実地調査を行うことを原則とするが、申請額が二〇〇万円未満の箇所又は地理的条件その他やむを得ない事情により実地調査が困難である箇所については、机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

## (調査の対象)

第三 調査の対象は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象及び火災により被害を受けた国の管理に係る(國の所有に係る施設等を國以外の者に貸付けている場合及び國以外の者の所有に係る施設等を國が借受けている場合を含む。)次に掲げる施設等で一箇所の災害復旧申請額が六〇万円以上のものとする。

- 1 建物  
　　1 庁舎、宿舎及びその附属建物等
- 2 工作物  
　　2 開障、門、給排水施設、電信、電話及び電気施設等であつて
- 3 土地  
　　3 土地又は4設備に該当しないと認められるもの
- 4 設備  
　　4 建物敷地、実習地、構内道路、屋外運動場等の土地及び崖地の土留擁壁、石垣、道路側溝、法面芝、造園工作物(樹木を除く。)等の土地造成施設
- 5 その他  
　　5 船舶、浮標、浮さん橋、浮ドック及び航空機並びにこれらに類する施設

ただし、前記施設等で契約に基づいて國の負担において災害復旧を行う必要のないものについては、調査の対象としない。  
前項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業

## (一箇所の定義)

第四 各省設置法等(裁判所にあつては、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律等)に定める附屬機關地方支分部局等(その所掌事務を分掌している出張所等を含む。)(以下「官署等」という。)ごとに要領第三第一項に掲げる施設等に区分し、その区分ごとに、同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取り扱うものとする。

ただし、演習林等の実習地については、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。

なお、同一敷地内に二つ以上の官署があつて施設の全部又は一部を共同で使用している場合は、管理の実態によりそれぞれの官署等に区分する。

## (建物の被害区分)

第五 建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

## 1 全壊

建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で、使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で、新築して復旧する必要のある状態にあるもの

## 2 半壊

建物の主要構造部(柱、梁桁、小屋組、基礎、土台等)をいう。

- 1 原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。
- 2 原形に復旧することが不可能な場合における当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

## (原形復旧不可能)

## (1) 原形の判定が可能な場合

(1) 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を

原形に復旧することが不可能な場合において法長もしくは

延長を増加し根縫をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状もしくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事もしくは、排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) その他前号に掲げるものに類する工事

(2) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

(2) 原形が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

(3) 原形復旧困難

原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施工することをいう。

(1) 原施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその被災施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更し、もしくは材質を改良して施行する工事もしくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) その他前号に掲げるものに類する工事

(3) 土地の場合

(1) 土地又は土地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置もしくは法線を変更し、形状もしくは寸法を変更し又は材質を改良して施行する必要最小限度の工事及び排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため土砂吐等を設けて施行する工事

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事

施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

(4) 被災施設が立地条件の悪化等により浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事

(5) その他前各号に掲げるものに類する工事

することをいう。

(1) 建物の新(改)築を必要とする場合

(1) 防火地域、準防火地域にある庁舎、宿舎及びその附属建物を新(改)築しなければならない場合で建築基準法の規定により耐火構造として施行する工事

(2) 地形地盤の変動により庁舎、宿舎及びその附属建物を旧位置に復旧することが著しく不適当な場合において必要最小限度の位置の変更又は平面計画等の改訂をして施行する工事

(1) 庁舎の被災前の保有面積が当該官署の定員に比し著しく過大又は過小の場合において「予算標準面積」により算出した面積により施行する工事

(2) 庁舎及び宿舎等の被災前の構造が著しく不経済である場合において経済的な構造により施行する工事

(1) 復旧戸数、被災地域の特殊性に基づく構造改良の必要性、土地の需給関係、宿舎の需給事情等から被災施設を原形復旧するよりも、立体化して土地使用の効率化を図るための必要最小限度の工事

(2) その他前各号に掲げるものに類する工事

(1) 主要構造部が折損し又は傾斜しその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において添柱、方杖、バーツレス、水平筋連、筋通等を補強して施行する工事

(2) 建築基準法その他建物保安上の諸法令の規定により被災費(諸経費を含む。)とする。

4 原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは次の各号に掲げる工事を施行

(1) 原形復旧不適当

(2) その他前号に掲げるものに類する工事

(3) 土地の場合

(1) 土地又は土地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置もし

くは法線を変更し、形状もしくは寸法を変更し又は材質を改良して施行する必要最小限度の工事及び排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため土砂吐等を設けて施行する工事

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事

(4) 被災施設が立地条件の悪化等により浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事

(5) その他前各号に掲げるものに類する工事

上記のうち(1)の(4)に該当する場合には財務局は参考意見を添付して報告すること。

(経費の種目)

第七 経費の種目は本工事費、附帯工事費及び応急仮工事費とす

## (別表第一) その他の施設関係

## 官庁建物等災害復旧費実地調査要領

一〇七八

## 設 備

区 分	品 目
電気機器	発電用蒸気汽罐、発電用蒸気タービン、発電用水車、発電用ディーゼル機械、変圧器、リアクトル、誘導変圧調整器、整流器、避雷器、配電盤、蓄電器、開閉器、遮断器、制御装置、発電機（舶用を除く。）、電動機（舶用を除く。）、回転変流機、変換機、電磁石、電気炉、電気溶接機、電気電解装置、電気ボイラ、電動工具その他の電気機器
通信機器	電信機械、電話機器、交換機器、搬送中継機器、無線機器、放送用機器、音響機器その他の通信機器
工作機器	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、研磨盤、歯切盤、平削盤、形削盤、堅削盤、鋸盤、ブローチ盤、切削工具その他の工作機器
木工機器	製材機械、木工機械、ベニヤ機械その他の木工機器
土木機器	掘さく機械、基礎工事機械、土木用運搬機械、土木用起重機及び巻上機、ボーリング機械、整地機械、碎石機械、選別機械、コンクリート機械、舗装機械、土木用空気圧縮機及びポンプその他の土木用機器
試験及び測定機器	金属材料試験機、非金属材料試験機、耐振動試験機、動鉄合試験機、動力試験機、工業用長さ計、精密測定機、光学検査機、測量機器、電気計器、電気測定器その他の試験機器及び測定機器
荷役運搬機器	起重機（土木用を除く。）、巻上機（土木用を除く。）、コンベア（土木用を除く。）、エレベーター（土木用を除く。）、索道（土木用を除く。）、ジャッキ（土木用を除く。）、フォークリフトトラック及びシヨベルトラック（土木用を除く。）、遷車台、転車台その他の荷役運搬機器

一〇七九

## (2) 土地

歩掛り、単価とも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する歩掛り、単価による。

ただし、校庭、コート類については「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」の歩掛りによる。

## (3) 工作物

歩掛り、単価とも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する歩掛けり、単価による。

ただし、これにより難い場合は現地適正単価による。

## (4) 設備、その他

現地適正単価による。

## (適用除外)

第九 次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- 1 官署等の一箇所の調査決定額が六〇万円未満のもの
- 2 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基づいて生じたものと認められる災害に係るもの
- 3 著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 4 被災の属する年度内に緊急に復旧しなければ職務上著しく支障があると認め難いもの
- 5 (1) 被災施設等と同種の施設に余裕のあるもの  
 (2) 当該年度に整備計画のあるもの  
 (3) 建物の補修の必要性はあるが緊急性の乏しいもの  
 工作物及び土地で当該施設を復旧しなくても他の施設等に被

害を及ぼす恐れのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの

6 調査前着工を行つたもののうち写真等の資料により被災の事実の確認のできないもの

## (その他)

## 第一〇 雜則

調査に当たり本要領に規定のない事項は、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。

第一一 本省より調査の指示を受けた場合は、直ちに調査を行い別添様式による報告書を作成し調査後一週間以内に主計局長あて報告すること。

## (報告)

## 諸経费率

区分	率
建物新(改)築復旧	0%
建物補修復旧	15%
土地復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱に規定する一般管理費及び現場管理費の率
工作物復旧	15%
設備復旧	0%

様式1

## 官庁建物等災害復旧費調査総括表

局

所管名	官署名	施設名	実査の別 机上	申請額 A 千円	調査額 B 千円	B A %
計						

(注)1. 本表は所管別、官署名別に区分し官署ごとの施設等の区分ごとに作成すること。

2. 申請額欄及び調査額欄は、調査表計欄の金額の千円未満を切り捨てて千円単位で記入すること。

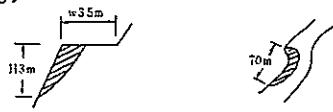
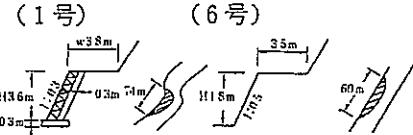
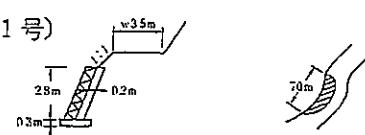
区分	品目
産業機器	蒸気罐及び同部分品(舶用及び発電用を除く。)、タービン(発電用を除く。)、蒸気機関及び内燃機関(舶用及び発電用を除く。)、軸受、伝導装置(舶用を除く。)、汎用ポンプ(舶用及び土木用を除く。)、圧縮機及び送風機(舶用及び土木用を除く。)、鍛圧機、槌、ロール、熔接機械(電気熔接機を除く。)、製鉄機械、熔鉄処理機、化学機械、破碎機及び磨碎機並びに選別機(土木用を除く。)、冷凍及び空気調節装置(舶用を除く。)、印刷機械、製版用機械、製本機械、ミシン(家庭用を除く。)、製靴機械、紡績紡織機械、化学プラント、農業用機器、工業窯炉、燃焼装置並びに特殊計重機その他の産業機器
船舶用機器	船舶罐及び同部分品、舶用蒸気機関、舶用内燃機関、推進用主電動機、推進用発電機、舶用ポンプ、舶用冷凍機、舶用揚貨機、船舶罐用強圧通風装置、復水装置、舶用伝導装置、揚錨機その他の船舶用機器
車両及び軌条	軽便機関車、自動車(土木用運搬機器に属するもの、荷役運搬機器に属するフォークリフトトラック、ショベルトラック等及び農業用トラクターを除く。)、貨車その他の車両及び軌条(土木機器に属するものを除く。)
医療機器	医科器械及び装置、医科器具その他の医療用装置及び器具
特殊用途機器	銃器及び銃器弾丸用機械、鑑試用機器その他の特殊用途の機器
雑機器	他の品目に属さない機械及び器具

## 様式2

## 官庁建物等災害復旧費官署別調書

## (1) 概要表

所管

調査対象官署等名	調査対象官署等所在地	調査年月日	調査官所属官職氏名
(記入例) ○○○○○○	○○県○○郡○○町	平成○年○月○日	○○○○局 ○○○○課 ○○○○官 ○○ ○○
施設の区分 及び名称	土地 道路	施設の 所在地	1号箇所 ○○県○○郡○○村字○○ 2~6 " " 字○○
被災原因 及び 被災状況	平成○年○月○日 台風○号 最大24時間雨量○○ mm 道路原形土羽巾3.5mが6箇所にわたり欠壊し、通行不能 となつた。 被災延長 1号70m、2号~5号各80m、6号60m 計450m	被災状況 略図	(1号) 
申請内容	(1~5号) 路側ブロック練積、路面敷砂利 (6号) 土羽 (1号) (2~5号) (6号) 計 (復旧延長) 74m 各90m 60m 494m (〃巾員) 3.8m 各4.0m 3.5m 3.5~4.0m	申請工法 略図	(1号) (6号) 
調査結果	(1~5号) 路側ブロック練積、敷砂利削除 (6号) 土羽 (1号) (2~5号) (6号) 計 (復旧延長) 70m 各80m 60m 450m (〃巾員) 3.5m 各3.5m 3.5m 3.5m	調査工法 略図	(1号) 
その他	単価歩掛は公共土木施設災害復旧事業費の算定に使用するものによつた。ただし、申請単価歩掛が下回るものは、申請単価歩掛を採用した。		

(注)1. 施設の区分が土地の場合は必ず略図を記入し、土地以外の場合は略図を省略してもよい。

(1)略図は手書きでもよい。(2)同様な工法が数箇所ある場合は標準的な工法の略図で記入する。

2. 「その他」の欄には必ず次の事項を記入する。

(1)適用除外とした箇所がある場合はその条文と理由を記入する。(2)建物を新(改)築する場合は原施設の規模、構造、経過年数、被災の程度、残材の使用可能額等を記入し、その必要な理由を記入する。

(3)要領第6の4の(1)の(イ)(ウ)(エ)及び(ア)とこれらに準ずるものを探査した場合は原施設の規模構造等とその必要な理由を記入する。(4)調査に用いた主な単価、歩掛は何によつたかを記入する。

## (2) 調査表 所管

官署名	施設名	所在地	国有又は 借上の別	実査 の別 机上	申 請			調 査			備 考
					工事区分	数量	単 価	金 額	数 量	単 価	
							円	円		円	
					諸経費 計						

(注)1. 申請欄には予備費等概算要求書の計数を記入すること。

2. 申請欄と調査欄に差異を生じた場合は工事区分ごとに具体的な理由を備考欄に記入する。

財計第1719号  
平成23年6月16日

各財務（支）局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

財務省主計局長 真砂 靖

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の一部改正について

標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成23年3月11日以降に発生した災害から適用することとしたので通知する。

# ○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

昭五九・九・七

歳計二二五〇

累計平三財計一七一九

## 第一 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

## 第二 調査の方法

- (1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。  
(2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二〇〇万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。  
(3) 計算の対象

- (1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。

- (2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。

- (3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。

- (4) 設備については、次に掲げる施設に係るものと対象とする。

### ア 医療機関施設

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

- (ア) 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であつて、建物と機能的に一体であるもの  
(イ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置及びこれらと同等の機能を有するもの  
(ウ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

### (エ) その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

#### イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表1に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

- (5) 第一項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和四〇年八月五日付表  
計第一九六七号）第一（災害原因の調査）及び第二（採択の範囲等）の第一項に準じて取り扱う。

## 第四 一箇所の定義

- (1) 各施設（）と同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。  
(2) 国立公園等施設の道路にあっては、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものは別箇所とする。

## 第五 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- (1) 一箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。  
(2) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる灾害に係るもの。  
(3) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる灾害に係るもの。  
(4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。  
(イ) 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。  
(ロ) 当該年度に整備計画のあるもの。  
(ハ) 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

- (5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくとも、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。  
(6) 調査着手を行つたもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

## 第六 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。

## 第七 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救命医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧

別表1

## 施設名等及び限度額

所管名	施設名等	限度額
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等 保健衛生施設 原爆医療等施設 精神保健等施設 食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設 医薬分業推進支援施設 血漿採浆センター等施設 抗高素製造施設 理容師養成施設 美容師養成施設 環境衛生施設 火葬場 と畜場	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、感染症指定医療機関にあっては400千円 800千円 800千円 指定市 市町村 800千円 400千円
	医療機関施設等 医療機関施設 公的医療機関施設 べき地診療所施設(医師及び看護師住宅を含む) 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く) 医療関係者養成所施設 研修施設 病院内保育所 看護師宿舎 救急医療情報センター	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 800千円 800千円 800千円 800千円 800千円
	社会福祉施設等 保護施設 老人福祉施設 老人保健等施設 身体障害者更生援護施設 身体障害者社会参加支援施設 婦人保健施設 知的障害者援護施設 障害者支援施設等 児童福祉施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、保育所及び訪問看護ステーションにあっては400千円

## 第八 その他

調査額又は基準額(「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」(平成七年厚生省発健政第12号)の別表の基準額をいう。)のいずれか低い額とする。

- 第九 報告
- 調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。
- (1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。
  - (2) 調査額が、一億円以上の場合。

別表2

## 諸 経 費 率

区分	率
建物新(改)築復旧	0%
建物補修復旧	15%
土地復旧	15%
工作物復旧	15%
設備復旧	0%
災害等廃棄物処理事業	0%

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

環境省	母子福祉施設	
	母子保健施設	
	その他の社会福祉施設等	
	国民健康保険診療施設（へき地性のある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。）	800千円
	国民健康保険健康管理センター	800千円
	国民健康保険総合保健施設	800千円
	国立公園等施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円ただし、道路にあっては400千円
	廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	一般廃棄物処理施設	市町村400千円
	浄化槽（市町村整備推進事業）	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	産業廃棄物処理施設	市町村・広域臨海環境整備センター
	広域廃棄物埋立処分場	1,500千円
	PCB廃棄物処理施設	日本環境安全事業株式会社1,500千円
	災害等廃棄物処理事業	指定市 800千円 市町村 400千円

## 厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日

厚生労働省  
財務省

調査官

(単位:千円)

No.

( 県)

項目 施設名	申請												調整結果													
	全 壞 A		半 壹 B		小 計 (A+B)=C		達物補修 D	工作物 E	土地 F	小計 (C+D+E+F)= G	設備 H	災害等廃 棄物処理 事業 I	合計 (G+H+ I)	全 壹 A		半 壹 B		小 計 (A+B)=C		達物補修 D	工作物 E	土地 F	小計 (C+D+E+F)= G	設備 H	災害等廃 棄物処理 事業 I	合計 (G+H+ I)
	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	面積	工事費	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費		
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	
					0	0				0		0					0	0				0			0	

## 様式 2

## 厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日  
局

設置者名		施設名	施設の所在地		問題点	
施設区分						
	工事概要		金額(千円)	主務省 意見		
申請						
調査結果				財務局 意見		
※					※	

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること  
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要は無い。  
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。  
 4. ※欄は空欄にすること。

○厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について

昭五九・九・七

事務連絡二二七

最終改正 平一九事務連絡〇〇

一 建物について

内閣府 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計一一五〇号。以下「調査要領」と云ふ）第三調査の対象（1）の建物については、次により取り扱う。

ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従つて、直接事業の実施に關係のない倉庫、公舎等は調査の対象外となる。（ただし、社会福祉施設等において復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合は、入所者の処遇確保等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮設工事は調査の対象とする。）

イ 暖房等のボイラーや病院、診療所、社会福祉施設等及び廃棄物処理施設は建物の附帯施設として調査の対象とし、その他の施設は設備とみなして調査の対象外とする。

ウ 調査要領別表1に定める「着場」については、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。

エ 医療機関施設については、被災によるハイフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。

二 設備について

調査要領第二調査の対象（4）の設備については、次により取り扱う。

ア エレベーターは官庁建物等災害復旧費実地調査要領では設備となっており調査の対象外となる。

イ 医療機関施設の設備は、調査要領第二（4）アに規定するものののみを対象とし、レントゲン装置、医療機器、ベッド等は調査対象外とする。

三 その他

ア 調査要領別表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。

イ 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、屎尿のみ取りについては、維持分として便槽容量の2分の1を調査の対象から除外する。